

## 農林水産部における総合評価方式の運用について

令和 8 年 4 月 1 日

### 【基本事項】

農林水産部における総合評価方式については「千葉県総合評価方式(工事)ガイドライン」に基づいて事務手続きを行うものとするが、県土整備部のみで試行しているもの、農林水産部での要領等が制定されていないもの及び各課各事業で制定の要領等で運用している場合があることから、農林水産部独自の運用について定めるものとする。

### 評価項目の設定方法

#### (1) 基本的事項

- ・ 県土整備部に合わせた評価項目の設定とする。

#### (2) 運用

- ・ 県土整備部のみで運用しているもの、農林水産部での要領等が制定されていないもの及び各課各事業で制定の要領等で運用している場合があることから、農林水産部における評価項目の設定については以下のパターンとする。

### 【簡易型・特別簡易型 A】

#### 〈農林水産部での運用〉

##### 項目：企業の施工能力

- ・ 過去 2 か年度間の「工種：〇〇」における千葉県難工事表彰  
→千葉県農林水産部難工事表彰要綱に基づく表彰を評価する。  
(令和 8 年度表彰の翌月の入札公告から適用)

＊令和 8 年度に入札公告する案件に限り、令和 8 年度表彰を評価

##### 区分：自由項目

- ・ 過去 2 年間の災害活動実績及び過去 5 年間の防疫活動実績  
→災害活動実績については、『入札参加資格要件が**県内、県内外**』の工事案件の場合は設定しない。  
※設計金額 2 億円以上の場合、設定しない。  
防疫活動実績については、『入札参加資格要件が**県内外**』の工事案件の場合は設定しない。  
※設計金額 2 億円以上の場合でも**県内**は設定する。

## 〈各課各事業で制定の要領等で運用〉

### 項目：企業の施工能力

- ・ICT活用工事の実施

ICT活用工事の対象工事がある場合に設定します。

#### →農業農村整備事業等（農地・農村振興課、耕地課）

『千葉県農業農村整備事業におけるICT活用工事試行要領』に基づき、ICT施工技術を活用する場合に評価する。

#### →森林整備保全事業等（森林課）

『千葉県森林整備保全事業ICT活用工事施行実施要領』に基づき、ICT施工技術を活用する場合に評価する。

#### →水産基盤整備事業等（水産課、漁業資源課、漁港課）

『千葉県県土整備部ICT活用工事実施要領』に基づき、ICT施工技術を活用する場合に評価する。

### 項目：配置予定技術者の能力

- ・継続教育（CPD）の取組状況

#### →農業農村基盤整備事業等（農地・農村振興課、耕地課）全工種で選択する。

入札参加資格で求めている資格でガイドラインに記載のCPDに加えて（公社）農業農村工学会の定めた推奨単位の取得状況を評価する。

#### →森林整備保全事業等（森林課）

ガイドライン（県土整備部制定）と同様の運用とする。

#### →水産基盤整備事業等（水産課、漁業資源課、漁港課）

ガイドライン（県土整備部制定）と同様の運用とする。

## 〈その他の項目〉

県土整備部と同様に設定する。

## 【特別簡易型B】

### 〈農林水産部での運用〉

#### 項目：企業の施工能力

- ・過去2か年度間の「工種：〇〇」における千葉県難工事表彰

→特別簡易型Aと同じ

#### 区分：自由項目

- ・過去2年間の災害活動実績及び過去5年間の防疫活動実績

→特別簡易型Aと同じ

**〈各課各事業で制定の要領等で運用〉**

項目：企業の施工能力

・ I C T活用工事の実施

→簡易型・特別簡易型Aと同じ

**〈その他の項目〉**

県土整備部と同様に設定する。

**【特別簡易型C】**

**〈農林水産部での運用〉**

区分：自由項目

・ 過去2年間の災害活動実績及び過去5年間の防疫活動実績

→特別簡易型B、Cと同じ

**〈その他の項目〉**

県土整備部と同様に設定する。